

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1300

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
6 6級	(1) (略) (2) 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務 (0-25)・(0-26) (略) (0-27)～(0-31) (略) (1-2)～(12-14) (略)	6 6級	(1) (略) (2) 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務 (0-25)・(0-26) (略) <u>(0-27) 知事部局の本庁の秘書監の職務</u> (0-28)～(0-32) (略) (1-2)～(12-14) (略)
（略）		（略）	
備考 (略)		備考 (略)	
イ～コ (略)		イ～コ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年5月28日から施行する。